別表社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）の項中「社団法人配合飼料供給安定機構」を「公益社団法人配合飼料供給安定機構」に、「又は平成二十四年九月二十八日から平成二十五年三月三十一日まで」を「、平成二十四年九月二十八日から平成二十五年三月三十一日まで又は平成二十六年二月二十七日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

○財務省告示第五十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九番地）	官民協働海外留学支援制度に係る費用（平成二十六年度事業分）	平成二十六年二月二十七日から平成二十六年七月三十一日まで
宗教法人宇佐神宮（大分県宇佐市大字南宇佐二八五九番地）	国宝として指定されている宗教法人宇佐神宮の宇佐神宮本殿の保存修理の費用	平成二十六年二月二十七日から平成二十七年二月二十六日まで
宗教法人春日大社（奈良県奈良市春日野町一六〇番地）	国宝又は重要文化財として指定されている宗教法人春日大社の建造物の保存修理の費用	平成二十六年二月二十七日から平成二十七年二月二十六日まで
宗教法人称念寺（奈良県橿原市今井町三丁目二番二九号）	重要文化財として指定されている宗教法人称念寺の称念寺本堂の保存修理の費用	平成二十六年二月二十七日から平成二十七年二月二十六日まで
宗教法人宗像大社（福岡県宗像市田島二三三一番地）	重要文化財として指定されている宗教法人宗像大社の建造物の保存修理及び防災施設設置の費用	平成二十六年二月二十七日から平成二十七年二月二十六日まで

○厚生労働省告示第四十三号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可したので、同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第四十四号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四五〇円	一七五円	二七五円
第二級	六六〇円	二五五円	四〇五円
第三級	八七〇円	三三五円	五三五円
第四級	一、一〇〇円	四二〇円	六八〇円
第五級	一、三三〇円	五一〇円	八二〇円
第六級	一、六五〇円	六三〇円	一、〇二〇円
第七級	二、〇三〇円	七七五円	一、二五五円
第八級	二、四一〇円	九二〇円	一、四九〇円
第九級	二、七九〇円	一、〇六五円	一、七二五円
第一〇級	三、二六〇円	一、二四五円	二、〇一五円
第一一級	三、七九〇円	一、四五〇円	二、三四〇円

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県甲府市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県甲府市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）